

きらら館トレーニング室利用のご案内

気持ちは、外に向かって活動的な気分になる季節となりました。

市では、きらら館内のトレーニング室で、市民の皆様の健康づくりのために専門のトレーナーを配置した「トレーニング事業」を実施しています。運動は、生活習慣病予防や介護予防に不可欠です。気分転換や健康づくりのためにもご利用ください。利用希望の方は、事前に講習会の受講が必要です。電話でお申し込みください。



講習会

- 日 時 5月23日(土) 午後0時40分～3時
 - 場 所 きらら館トレーニング室
 - 内 容
健康調査
ストレッチ、トレーニング機器の使い方等
 - 持参するもの
室内用運動靴、運動のできる服装、筆記用具、眼鏡等
- 講習会は毎月1回です。6月からの日程は、広報でお知らせします。

利用時間

- 平 日
午前9時30分～午後1時及び午後3時～8時30分
- 土・日・祝祭日
午前9時30分～午後1時及び午後2時～7時30分
毎週月曜日、第二火曜日、祝日の翌日、年末年始は休館です。

利用料金

一般 16歳～64歳	1回券	500円	シニア 65歳以上と 障害手帳保持者	1回券	300円
	1か月券	4,000円		1か月券	2,400円
	3か月券	10,000円		3か月券	6,000円
	6か月券	15,000円		6か月券	9,000円

問い合わせ先

健康増進課

☎52-1116

障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

社会福祉課

☎52-1112

⑫補装具費の支給について

身体上の障がいを補って日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具費（交付・修理）の給付を行っています。

なお、原則として1割の自己負担があります。また、所得区分により負担上限額があります。

●障がい区分・給付種目

障がい区分	種 目
視 覚	盲人用安全つえ、義眼、眼鏡など
聴 覚	補聴器など
音声・言語機能	人工喉頭など
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状のつえを除く）、座位保持いすなど
重度両上肢及び音声言語機能	重度障がい者用意思伝達装置

●申請について

申請書、医師の意見書、印鑑、見積書をお持ちください。

●申請の際の注意事項

必ず購入前に申請・相談ください。

医師の意見書は省略できる場合もありますので、お問い合わせください。

介護保険が優先になります。介護保険が利用できる方は、種目（車いす、つえなど）によっては介護保険からレンタルいただくものもあります。

申請書等は、社会福祉課（石橋庁舎）にあります。